

1950年代日・米・台関係研究と台湾所蔵史料

前田直樹

はじめに

日本および米国における東アジア国際政治史研究は対象期間が前進し、現在では1960年代以降が中心となり、対象とする地域によっては1970年代以降に焦点を当てるようになってきている。しかし、日米における日台・米台関係研究、あるいは台湾における政治・外交分野の研究では、1950年代研究が緒についたばかりである。台湾においては、いわゆる民主化以前は、史料が公開されなかったこと、さらに政治的制約も存在したことから、国民党政権の台湾移転以降の対外関係研究は、一部の研究機関を除き、回避されてきた⁽¹⁾。だが、近年、これらの制約は相当が消失した。加えて、現存の「中華民国」が台湾大のものであるという現実を直視した結果、日台、米台関係を台湾に視点を置いて捉えようとする試みが出始めた。このような研究上の動きは、台湾国内政治研究に対しても起きている。例えば、「雷震事件」研究は、1990年代後半以降、「雷震事件」の全容解明を目的とするにとどまらず、雷震らが国民党の外部から政治変革を目指し、それが現在の民主進歩党（民進党）の成立につながったという視点から、台湾現代政治にとっての意義をも問おうとしている。

このような研究環境上の変化を背景に、学術研究史料としての公的機関文書、すなわち档案⁽²⁾の公開も大きく進んだ。だが、档案の研究利用上、新たな問題と課題も生じている。それは第1に、公的機関の档案を対象とした档案管理制度が運用を始めたものの、後述するように、制度自体が確固としたものになっていないことである。第2に、「台湾化（本土化）」の進展のもと、公開された档案の性格付け、すなわち台湾に所蔵されている「中華民国」档案の学術的利用を中国史研究の一部として行うのか、それとも台湾史研究として行うのか大きな課題になったことである⁽³⁾。例えば、台湾が日本に統治されていた時期の中華民国中央政府档案の多くも台湾で保管されているが、

これらの档案は台湾史研究にどのような意味を持つのであろうか。この課題は同時に、国民党政権の台湾移転後の中華民国史をいかに取り扱うのかという課題も伴っている。これらの課題は、档案の利用のみならず档案保管ポリシー自体に大きな影響を与えるものである。

本稿は、1950年代の日米台間政治経済関係研究を進めるための一助として、整理済の档案が続々と公開される経済档案、そしてさらなる公開が期待できる政治・外交档案の公開状況について、一利用者の視点から紹介するものである⁽⁴⁾。また併せて、これら利用可能となった档案を用いた研究の方向性について、若干の見通しを試みる。

1. 台湾の档案管理制度

(1) 档案法の施行

台湾の公的機関の档案は、一般的特徴として、決裁文書を主として保管する傾向にある。档案の案件によっては、草案の類の档案、あるいは修正を稟議する档案も保管されているものの、総じて審議過程が見えにくく、作成ならびに修正を施したのが誰なのかを档案に明記することは少ない。これらの点は、外交史料を例にすれば、日本外務省の公文書に近く、米国国務省文書と異なる点である。また、台湾で保管されている档案には、国民党政権が台湾移転に際して運び込んだ中央政府機関档案の一部も含まれているため、台湾に清朝期の档案が存在するという特色もある。

台湾で保管されている中央政府機関の档案は、従来、各機関が附属档案館ないしは史料編纂室の類を設置して個別に保管するか、あるいは研究機関へ移送され（寄贈ではない場合を含む）、保管ならびに公開に供されてきた。このため、档案の管理方法、公開方法は各機関が個別に定めていた。だが、档案の保管ならびに公開のシステムは近年、整備、統一されつつある。その契機となったのが、1999年12月の档案法成立と、これに伴う2001年11月の档案管理局の成立であった。档案法は、台湾で初めて制定された、档案の保管および公開に関する法律である。

档案法は、まず「档案」を中央機関ならびに地方機関の「文字あるいは非文字資料」と定義したうえで、永久保存の価値のある档案を「国家档案」、各

機関が管理する档案を「機関档案」と二分類し、「国家档案」は「档案中央主管機関」、すなわち档案管理局を設立して管理する（档案法第2条）と定めている。档案の管理は、各機関が档案管理局の定めた形式に基づいて作成した档案目録を档案管理局へ提出する（档案法施行細則第10条）と共に、「国家档案」を移送する（档案法第11条）ことになっている。保管年限は、「国家档案」については、前述の通り永久保存、「機関档案」については、行政院の許可を得て档案管理局が決定する（同第12条）ことになっている。また、「国家档案」の公開については、米国同様に30年ルールを適用する（同第22条）ことが明文化されている。「機関档案」については、閲覧申請があった場合、各機関は国家機密等の理由以外で公開を拒否できないと規定した（同第17、18条）。

注目されるのは、各機関が自ら保管を決定し档案管理局へ移送しなかった「機関档案」についても、その廃棄に際して档案管理局の「審査」を経なければならない（档案法第12条）としたことである。「国家档案」と「機関档案」との区分は各機関に委ねられているものの、この規定によって、すべての档案が各機関の恣意的判断による廃棄を禁止されたことに等しい。また併せて、档案の隠匿、毀損、故意の遺失に対して、実刑を含む罰則まで規定している（同第24条）。各官庁が公文書を自由に廃棄している日本との差は非常に大きい。台湾の档案管理制度は、档案の公開状況のみならず、法整備の面から見ても、日本よりも「進んでいる」と言えるだろう。

（2）档案管理局の設置

档案管理局

住所：台北市中山区伊通街59巷10号

Web: <http://www.archives.gov.tw/>

档案管理局は、「档案中央主管機関」として、2001年10月の档案管理局組織条例に基づいて創設された。档案管理局は、行政院研究考核委員会の下部機関（档案管理局組織条例第1条、研究考核委員会組織条例修正第7条第

2項)として設立され、長である局長も13職等と、いわゆる中央三級機関に位置づけられている⁶⁾。このため、档案管理にあたっては、外交部などの上級機関に対して档案管理局が档案の管理方法ならびに移送をどこまで求めることができるのかなど、档案法施行に伴い、さまざまな問題が生じている。

日本での公文書公開は、1999年の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)が端的に表すように、請求に対する「行政文書の開示」の観点に立っている。したがって、公文書の公開は各機関の義務ではなく、またポストイットの使用に見られるように、公務中に生じた文書類を保管していくとの意識は相当に低い。これに対して、米国の国立公文書館(National Archives and Records Administration)は、公文書の公開を国民に対する政府の説明義務の観点から位置づけ、また一定期間を経過した公文書は歴史史料として扱われている。このため、公文書は原則公開であり、非公開になっているものも、情報自由法(FOIA)に基づく請求によって閲覧できる可能性が高い。

他方、台湾では、前述のように档案の保存が重視され、また「国家档案」、「機関档案」の档案目録の公開が義務づけられている(档案法第8条)。しかし、それは基本的に行政文書の保存、公開に立ったものであり、歴史史料の保存との観点は強くない。このため、档案の整理、保管に携わる係員は、いわゆるアーキビストではなく、また歴史学の専門性を有しているわけではない。これについては、档案を従来から利用してきた研究者から批判の声があがっている⁶⁾。

档案管理局が「集中管理」(档案法第6条)を試みた結果、档案の一体性が損なわれたという問題も生じている。二二八事件、美麗島事件の関連档案は、これまで各機関に分散して保管されていた。档案管理局はその成立後、関連档案の「集中管理」を試み、各機関から档案の移管を受けたくうえで整理、公開している⁷⁾。確かに、史料が一括管理に移され、これと前後して、政治的弾圧事件に関連する学術研究が公開档案に依拠して行われる⁸⁾など、その意義は小さくない。しかしながら、各档案館から該当史料の取捨選択がなされた結果として、史料一体性に分解が生じたことは否めない。また、档案管理局が美麗島事件の元服役囚の同意を得ずに関係档案(個人あて書簡)を公開

したことから、檔案の公開と所有権をめぐる問題も新たに浮かび上がっている⁹⁾。檔案管理局設置後2年あまりを経たが、檔案管理局の組織としてのあり方、さらに檔案法を核とした檔案管理制度は、現在も日々の業務の中で模索されている状態である。

2. 各檔案館所蔵の1950年代史料

(1) 中央研究院近代史研究所檔案館

近史所檔案館

住所：台北市南港区研究院路2段128号

Web: <http://archives.sinica.edu.tw/>

中央研究院近代史研究所（近史所）附属の檔案館は、政治・外交関係の檔案ならびに經濟機關の檔案を、清朝期の檔案を含め、数多く所蔵している。これらの多くは、国民党政權の移転に伴って故宮博物館所蔵品と共に台湾へ運び込まれたものである。近史所檔案館は、近年、戦後台湾經濟関連の史料の収集に力を入れており、經濟機關などの檔案と共に、個人史料の受け入れにも積極的である。また、所蔵檔案のデジタル化（主にスキャンによる画像ファイル化）ならびにオンラインでの公開を順次進めている。近史所檔案館の利用に際して特別な申請は必要なく、檔案館の入口（2階）で記帳すれば利用できる。ちなみに、胡適は駐米大使として対米外交にも携わったが、近史所附設の胡適紀年館には一部史料が保管されている。

近史所檔案館所蔵檔案の特色の1つは、外交史料の収蔵である。清朝の「總理衙門檔案」をはじめ、いわゆる民国期の外務部・外交部檔案を保管し、日本人研究者に最もなじみのある檔案館であろう。外交檔案の中では、民国期の対日外交檔案が比較的多く収蔵されている。このうち外交部檔案は、1928年までの檔案であり、それ以降のものは原則として国史館に保管されている。ただし、重要度が高いと判断したものは外交部が自ら保管しており、本稿対象時期の外交部檔案は所蔵していない（後述の外交部檔案館参照）。

近史所檔案館のもう1つの特色は、戦後台湾經濟（近史所檔案館では原則

として国民党政権の台湾移転以降を指す)に関わる史料の豊富さである。このうち経済機関档案には、1950・60年代の経済運営に大きな影響力をもった経済安定委員会、美援運用委員会(美援会)などの経済計画機関の他、国营事業司を含む經濟部の档案を所蔵している。また、公営企業関連では、台湾電力、台湾肥料、中国紡織、中国石油、唐榮鉄鋼など、戦後初期の公営企業偏重体制のもとで重きをなした公営企業の档案を所蔵している。これらの経済関連档案は、経済史研究者にとって、まさに宝の山であろう。日本関係では、日本賠償及帰還物資接收委員会、台北駐日経済文化代表處経済組の档案が注目される。

このほか近史所档案館は、個人の寄贈による档案も収集し保管している。この中で注目されるのは、政治関係の雷震など、経済関係の李国鼎、費驊など、軍事関係の王叔銘、彭孟緝などの個人档案である⁽¹⁰⁾。これら档案は、その分野の研究にとって有用であるばかりではなく、当時の国民党1党独裁体制の政策決定スタイルまでを垣間見せてくれるのではないかと期待できる。

近史所档案館所蔵の経済档案のうち、本稿が対象とする時期の経済機関档案、特に美援会ならびに李国鼎個人档案は、台湾内部における経済政策の立案過程を示すにとどまらず、米国、日本との結節点を明らかにする档案でもある。米国は、台湾海峡の固定化のもと、1950年代末から国民党政権に対して経済改革を迫るようになり、これを受けて台湾では種々の経済的措置が導入された。この一連の過程は、美援会所属の経済テクノクラートと米国現地スタッフとが緊密に連携し、經濟部などの他機関を半ば迂回するような形で進められた。この米台間の実務交渉は、前述の美援会、李国鼎個人档案を用いることで、その概要が分かる⁽¹¹⁾。このように、1950年代経済档案は、外交部档案から十分に知ることのできない情報を多く含んでいるため、1950年代米台関係研究に直結するものである。

(2) 外交部档案館

外交部档案館

住所：台北市北投区秀山路 24 号（档案館）

台北市中正区凱達格蘭大道 2 号（档案資訊處）

Web: http://www.mofa.gov.tw/newmofa/func/func_s0.htm

外交関係の中央政府档案は、先述の通り、近史所、国史館、そして外交部に分かれている。このうち外交部が保管している档案は、主として国民党政権の台湾移転以降档案のうち、国史館に移送されなかった档案、すなわち外交部が重要であると見なしたものの、機密性の高いものである。1991年、外部に向けた部分的公開を開始した。なお、档案は台北市の北投にある外交部档案館に保管されている。

外交部档案館所蔵の档案の閲覧は、閲覧希望の档案簿冊を特定したうえで、その閲覧申請を所管の外交部档案資訊處に対して行う。このため、まず档案目録を参照して閲覧したい档案簿冊を探し、分類号、巻次号などを検索する必要がある。正式な档案目録は刊行されておらず、档案資訊處に設置の端末（繁体字版DOS機）を用いて検索しなければならない。もっとも、筆者の経験では、経緯は不明ながら、他の档案館などが目録のコピーを所持していることもあるため、档案一覧表を外交部档案館以外で入手できる可能性もある。また、研究計画書、推薦書2通も申請時に必要で、推薦書は所属機関（長）発行のものと、駐台代表機関（日本在住者であれば、通常は東京の財団法人交流協会）発行のものを準備する必要がある。

外交部档案は、単位（部局）ごとに分類されて保管されている。本稿の目的から言えば、北美司、亜州太平洋司、ならびに秘書處（日本外務省の大臣官房に相当）の档案が閲覧対象となる。档案の公開可否は、その档案の属する各単位が判断し、常務次長（事務次官相当）の決裁後に、閲覧可否ならびに閲覧可能档案のコピー可否が申請者へ通知される。内部規定では30日以内に公開可否を通知することになっている。しかし、閲覧申請が初めて出された档案の場合、各単位の現職員が通常業務を離れ、実際に档案を見て閲覧

可否を判断していること、また常務次長の決裁が遅れることがあるために、実際には多少時間がかかっているようである。

外交部档案は、日本の外交史料同様に、案件ごとに簿冊方式で保管されているため、簿冊の中に非公開にすべき档案が含まれていれば簿冊丸ごとが閲覧不許可とされてしまう。

簿冊には、内外公電、会談記録などが含まれる。一部の簿冊には、成案となる前段階の档案、つまり修正がどのように施されたのかを示す档案も収録されている。米国駐台大使や訪台した米政府高官との会談内容は、米国側史料からも明らかになるが、外交部档案と米国記録とをつき合わせることで、台湾側が関心を寄せていた問題点は何かより明確に伺える⁽¹²⁾。また、公電は、その性格から、米国史料からも知ることのできない内容が含まれている。ただ、1950年代当時、外交部が対外政策決定過程の中心に必ずしも位置していたのではないこともあって、外交部档案からは総じて決定過程が見えにくいものとなっている。

簿冊は国史館移送档案を抜いた後に綴じられているため、記録としての一体性を欠いている。だが、外交部档案利用上の一番の問題は、簿冊作成にあたり、いかなる档案を抜き取ったのかを明確にしていないことである。簿冊は、外交部自身が保管する档案を綴ったものだが、国史館移送档案以外の档案も、筆者の限られた見聞に基づけば、抜き取られている可能性が高い。外交部档案の公開ルールは、前述のように、簿冊を公開可否の対象としているため、抜き取られた档案は閲覧希望者の見ることのできる档案目録にも記載されない。国史館移送档案の公開後につき合わせてみることは可能だが、史料由来や史料保全の観点からも、移送档案を含め、全ての档案を档案目録に記載することが望ましいだろう。

(3) 中国国民党党史館

国民党档案館

住所：台北市中正区中山南路 11 号（国民党中央党部 7 階）

Web: <http://chungcheng.org.tw/html/tong.htm>（中正文教基金会）

党史館は、李登輝政権期からの一連の党組織改革によって、中央委員会党史委員会が文化伝播委員会党史館へと再編されたものである。党史館の設立に伴い、陽明山の陽明書屋に保管されていた中央党部（党本部）関連檔案が党史館へ移された。これにより、孫文や党營事業などの檔案の一部を除けば、国民党中央の檔案は原則として党史館で閲覧可能となった。

党史館所蔵檔案のうち、日本人研究者になじみ深いのは、「国防最高委員会檔案」、「中央政治會議檔案」、「漢口檔案」であろう。党史館は、自ら定めた檔案公開 30 年ルールに基づき、保管している原史料を公開している。中央委員会常務委員会（中常会）はもちろん、文化工作委員会などの檔案も、本稿の対象とする 1970 年代初頭のものまでが既に公開されている。「一政党」の檔案とはいえ、かつては行政院決議の前に中常会での決議を必要としていたことから、その重要性は高く、公開されていること自体が貴重なものとなっている。

党史館所蔵檔案の利用にあたっては、党史館あてに予め閲覧申請を行う必要があるが、これは檔案館利用のためのものであり、利用許可後は檔案の種別に関係なく自由に閲覧できる。閲覧席に用意されている目録カードを検索して、係員に檔案を出納してもらう。陽明書屋時代は、閲覧はもとより、訪問にも利用上の制限があったが、現在は以前に比べて使い勝手の良いものとなった。ただ、史料保護の観点から檔案（原件）のコピーが禁止になり、この点は非常に不満が残る。

党史館所蔵の檔案は、例えば「中常会檔案」の場合、各回ごとに綴じられた後、数回分が 1 つのファイルあるいは 1 冊に製本して保管されている。さらに中常会檔案には、各回ごとの檔案と合訂本の 2 種類がある。合訂本は中常会終了後の正式の議事録にあたるもので、清書あるいはタイプ打ちされたものである。各回ごとの檔案は、中常会前に提出された草案、手書きによる修正の施された檔案、速記録なども含んでおり、審議過程の一部を伺うことができる。しかし、檔案への修正などは、誰によるものなのかが不明なものも少なくない。また、重要な口頭報告の速記録は、存在を確認できるものの、その多くを党史館は所蔵していない。つまり、中常会檔案はすべてが党史館へ移送されたのではなく、機密檔案は秘書處議事室が今なお保管していると

推測できる。

党史館所蔵の日本関係档案では、張群の個人档案が注目に値する。張群は、総統府秘書長の職に長年あったが、1950・60年代の対日外交を事実上取り仕切ってきた。この張群档案には、岸信介をはじめとする日本人政治家との間の書簡が多く含まれ、水面下での日台交渉の実態を伺わせ、実に興味深い史料となっている。経済機関の档案と併用すれば、政治関係にとどまらず、これまで十分に研究されてこなかった1950年代の日台経済関係をも解明可能であるように感じる⁽¹³⁾。残念なことに、1950・60年代に対日・米関係で重要な役割を果たした董頭光の個人档案は国民党に寄贈されておらず、党史館には保管されていない。

なお、党史館には、近史所档案館のように定期異動することなく档案整理に長年携わってきた係員が2名存在する。不確実な史料を探し出す際には、彼女らの生き字引としての知識に期待がもてるだろう。

(4) 国史館

国史館

住所：台北県新店市北宜路2段406号

Web: <http://www.drnh.gov.tw/> (国史館)

Web: <http://www.th.gov.tw/> (国史館台湾文献館)

国史館は、国史に関わる档案の保管という、機関名通りの公文書館機能にとどまらず、研究部門も有している。また、台湾省の「凍省」に伴い、省文献委員会を台湾文献館として分館化した（現在も南投市に位置する）。

国史館所蔵档案もまた、国民党政権の台湾移転にしたがって運び込まれたもので、それ以後も中央機関の档案を中心に保管を継続している。本稿の目的からは、400箱以上、約30万件の档案数と概算される蔣中正総統档案、通称大溪档案が最も重要な档案となる。大溪档案とは、もともと桃園県の大溪で保管されていたことに由来する通称で、陽明書屋を経て国史館へ移送された。長きにわたり閲覧に制限が設けられてきたが、現在では原則公開とされている⁽¹⁴⁾。もっとも、現実の公開状況は档案群によって異なっているのが

実情である。

台湾移転後の国民党政権研究には、1950年代以降の档案の全面公開が不可欠である。蒋中正總統档案の「公開」は決定済であるにもかかわらず、利用者が閲覧に際して参照する档案目録は、管見の限りでは、全ての档案を網羅しているのではない。実際に閲覧が可能となった档案のみが登録されており、これは、おそらく人手不足による未整理状態の档案、あるいは少々穿った見方かもしれないが、公開したくない档案を目録に載せていないのではないかと推測できる。これらの問題点は、ここ数年、改善される傾向にあると言えるが、いずれにしても膨大な蒋中正總統档案の全貌は未だ明らかにはなっていない。現在は档案馆システムの移行中であり、また関係者の生存中の公開には制約があるかもしれないが、今後のさらなる公開に期待できる。

結びにかえて

台湾の档案システムが定着に向けた過渡期にあるとはいえ、档案のさらなる公開の可能性と、「民主化」の後退があり得ないという意味においての政治的状況の安定化とは、特定の政治的立場の主張を目的とした政治的論評ではなく、実証的な研究に基づいた台湾現代政治研究を可能にしつつある。むしろ、現実社会・政治から完全に離れた立場の研究はあり得ない。しかし、例えば、1950年代の政治的迫害事件に関する研究成果の発表は、政治的制約と史料的制約のもとで実像の見えなかった事件の実証的解明にとどまっただけではない。そこでは、中国史、台湾史の中に当時の台湾をいかに位置づけ、それといかに研究者が相対すべきなのかが並行して論じられている。

1950年代以降の台湾をめぐる国際関係史研究は、米中関係研究を中心として行われてきたこともあって、米中関係・日米関係研究はすでに1960・70年代研究に移行している。しかし、米台関係にせよ、日台関係にせよ、台湾の対米・対日外交の全体像は未だ明らかではない。実際のところ、台湾の1950年代の対外関係には数多くの論点が残されているのである⁽¹⁵⁾。1950年代以降の日台、米台関係は、従来ややもすれば米国あるいは日本の中国政策における従属変数の枠内で語られることもあった。今後の現代台湾政治・外交研究では、公開された档案をもとに、台湾を主体性のある存在として位置づけ

る試みがこれまで以上に生まれてくるだろう。そこでは、「中華民国在台湾(台湾にある中華民国)」を現存する政治的実体として位置づけ、政治的な「統独(統一か独立か)」の観点から位置づけることなく行われるだろう。その文脈では、「米国から安全保障と経済援助を引き出して台湾大の政治的実体を存続させた」とする蒋介石「再評価」研究すら、登場する可能性を秘めているのである。

1950年代以降の台湾外交研究の過程では、中国研究の一部としての台湾研究なのか、あるいは中国研究とは別個のディシプリンとしての台湾研究なのかという問いはもちろん、アジア現代史において「中国」と呼ばれる存在をどのように位置づけるのかとの課題も有している⁽¹⁶⁾。第2次世界大戦以降の東アジア史では、中国正統政権を主張した台湾のみならず、日本を含むアジア諸国、そして米国もまた、中国との関係が1つの基軸となってきたのであり、今後もそれは変わることはないからである。今後の1950年代以降の研究において、間接的にはあれ、「台湾」に関わる研究者に問われるのは、まさにこの課題であろう。

註

(1) 政治的制約は教育・研究機関にも影響を与えている。例えば、台湾トップとされる台湾大学の政治学部・大学院には、国民党政権の台湾移転以降を対象とする外交史講座は現在も存在しない。

(2) 本稿では、公的・準公的機関所属人員が職務遂行にあたり作成した文書に限定して用いる。

(3) 中国史と台湾史の接点としての档案整理を概観しているものとして、川島真「台湾史をめぐる档案史料論—档案の『視線』」、中京大学社会科学研究所台湾史研究部会編『台湾の近代と日本』、中京大学社会科学研究所、2003年、523-543ページ。また、台湾学術界における「中国史学」の影響については、例えば、彭明輝《台湾史学的中国纏結》、台北市：麥田出版、2002年。

(4) 台湾の档案行政については、川島真氏による一連の報告が大変有用である。一例として、「台湾における史料公開状況：外交部档案資訊処・国防部史政局を中心に」、『近代中国研究彙報』第19号、1997年3月、87-108ページ。この他、現時点では適合しない部分も存在するが、以下も参照。林滿紅主編《台湾所蔵中華民国經濟档案》、台北市：中央研究院近代史研究所、1995年。若

林正文監修『台湾における台湾史研究：制度・環境・成果 1986-1995』、交流協会、1996年。

(5) 檔案法施行細則第 10 条は、国民大会、總統府、行政院などの五院、国家安全會議を「中央一級機關」と規定している。台湾では、各部（日本の省に相当）の常務次長（事務次官相当）が 14 職等、司長（局長相当）が 12 職等である。

(6) 筆者は、中央研究院、台湾大学所属の研究者から、専門知識を持ったアーキビストが目録作成および管理にあたるべきだとの批判を聞いた。さらに、彼らは檔案法施行によって檔案の「使い勝手」が悪くなることへの不安ももらしていた。

(7) 以下の檔案管理局ウェブを参照。

二二八事件檔案資訊網：<http://www.archives.gov.tw/228/>

美麗島事件檔案資訊網：<http://www.archives.gov.tw/formosa/>

(8) 例として、倪子修編《戒嚴時期政治案件之法律與歷史探討》、台北市：財団法人戒嚴時期不当反乱暨匪諜審判案件補償基金会、2001年。

(9) 施明德・元民進党主席は、檔案管理局が同意を得ずに展覽会で私信を公開したことに対して国家賠償を求めている。『中国時報』2003年12月24日、A3。

(10) これら個人檔案群には、部分的に出版済のもの、未だ整理中のものを含む。

(11) 美援会所属経済テクノクラートと米国現地スタッフとの交渉を示す台湾側史料の例として、「會議紀錄」（1959年12月17日）、『行政院美援運用委員會檔案』、台北市：中央研究院近代史研究所檔案館所蔵、12.01。「會議紀錄」（1959年12月30日）、『李国鼎個人檔案』、台北市：中央研究院近代史研究所檔案館所蔵、旧档號 B81-30。

(12) 例として、第2次台湾海峡危機中の外交部長と米国駐台大使との會談記録を挙げる。

米側史料は、Telegram from Taipei to the Department of State, Sep. 27, 1958, Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1958-1960*, vol. 19, Washington, D.C.: GPO, 1996, pp. 284-285.

台湾側史料は、「葉部長接見美国駐華莊萊德大使之談話紀錄」（民国47年9月27日）、「葉部長談話紀錄」北美司 407.1/113、台北市：外交部檔案館。

(13) 一例として日台間バナナ貿易が挙げられる。岸信介の政治資金源を俗に「パ・ナ・コン」と呼ぶことがあったが、このうち「パ」とは当時貴重品であった台湾バナナを指す。1950年代の日台間貿易が単年度計画に基づく政府間交渉によって決定していたこと、台湾ではバナナ輸出が政府統制下に置か

れていたことを考慮すれば、日台間バナナ貿易がすぐれて政治的なものでもあったと容易に推測できる。

(14) 例えば、書簡類など、一部档案は目録も公刊されている。朱文原編《蒋中正總統档案目録 籌筆》、新店市：国史館、1998年。王正華編《蒋中正總統档案目録 事略稿本》、新店市：国史館、2003年。ただし、この2冊からも多くの档案が抜け落ちている。

(15) 例えば、中央研究院近史所は数年間に及ぶ「1950年代海峽兩岸研究群（リサーチ・グループ）」を2003年に立ち上げている。

(16) 「文化中国」概念をめぐる議論は、「中国」を捉え直そうとする、台湾側の動きの一端である。陳其南、周英雄編《文化中国：理念與實踐》、台北市：允晨文化出版、1994年。杜維明《文化中国的認知與關懷》、台北県：稻郷出版、1999年。

(naoki@law.hiroshima-u.ac.jp)